

10月からの労務に関する法改正

●全国健康保険協会の設立（10月1日）

本年10月1日から、政府管掌健康保険が非公務員型の「全国健康保険協会」の運営する「協会けんぽ」に移行されました。

社会保険庁の廃止に伴い、まず健康保険事業がこの「全国健康保険協会」になります。

(1) 協会けんぽの業務内容

全国健康保険協会は、健康保険の保険者として、

*被保険者証の発行

*保険給付

*レセプト（診療報酬明細書）の点検

*健診や保健指導等の保健事業等

を実施します。

なお、健康保険への加入や保険料の納付の手続については、従来どおり、社会保険事務所において、事業所を通じて、厚生年金の手続とあわせて行われます。

(2) 被保険者証の取扱い

10月1日以降に新たに協会けんぽに加入された者や被保険者証の再交付の手続をされた者には、全国健康保険協会から新たな被保険者証が発行されます。従前から政府管掌健康保険に加入されていた者には、10月以降順次、協会名の新たな被保険者証への切替えが行われます。これらの被保険者証の切替えの手続は、一般被保険者は事業所を通じて行われます。

被保険者証の切替えが完了するまでは、現在使用している被保険者証は引き続き医療機関等で使用できます。

なお、切替えの期間等の具体的な内容については、来年3月までを目途に切り替える予定です。現時点（10月

1日）では詳細がアナウンスされていません。

(3) 保険給付の取扱い

医療機関で受診された場合の自己負担の割合や高額医療費の負担限度額、傷病手当金などの現金給付の金額や要件など、健康保険の給付の内容は、これまでと変わりません。

(4) 申請窓口や保険料の納付先

健康保険の加入や保険料の納付の手続は、従来どおり、社会保険事務所において、事業所を通じて行います。

また、健康保険の給付や任意継続等に関する申請の受付や相談は協会けんぽ各都道府県支部で行われます。

(5) 保険料の取扱い

協会けんぽ設立時の健康保険の保険料率は、9月30日までの政府管掌健康保険の保険料率（8.2%）が適用されます。なお、協会けんぽ設立後、1年以内に、都道府県毎に地域の医療費の反映した保険料率を設定することとなります。また、都道府県別保険料率への移行に当たり、保険料率が大幅に上昇する場合には激変緩和措置がとられる予定です。

その他、厚生年金については平成22年1月に、「日本年金機構」が設立され公的年金の運営業務がここで行われるようになり、これで完全に社会保険庁が廃止されることとなります。ただし、政局次第で状況が変わる可能性はあります。

●最低賃金の改定（10月26日発効）

改定前	657円
改定後	668円

最低賃金は、その県内のアルバイト、パートタイマーを含むすべての労働者に適用されます。

●厚生年金保険料率の改定（9月）

厚生年金保険料	会社負担	本人負担
15.350%	7.675%	7.675%

赤井労務マネジメント事務所
 社会保険労務士 赤井孝文
 URL <http://www.6064.jp>